

## 実地指導当日準備書類

(就労系サービス事業所、生活介護(就労支援事業会計適用)事業所)

(別紙)

当日準備していただく書類

生産活動を行う生活介護事業所(法人の選択で就労支援事業会計を適用している場合)、就労移行支援、就労継続支援)の実地指導に係る書類

### 1. 生産活動に関する書類

(1) 就労支援事業会計に関する書類

本書類末尾の<当日準備していただく書類に関する留意点>にかかわらず、前々年度及び前年度分をご準備ください。なお、作成対象事業所は、チェックリストの2ページに記載のとおりです。

- ・ 就労支援事業事業活動計算書
- ・ 就労支援事業事業活動内訳表
- ・ 就労支援事業別事業活動明細書
- ・ 就労支援事業製造原価明細書
- ・ 就労支援事業販管費明細書
- ・ 就労支援事業明細書
- ・ その他の積立金明細表
- ・ その他の積立資産明細表

(2) その他の書類

- ・ 工賃(賃金)向上計画
- ・ 工賃(賃金)実績報告
- ・ 工賃支払記録、工賃支給規程

### 2. 就労継続支援A型事業に関する書類(就労継続支援A型事業所のみ)

- ・ 経営改善計画書(作成対象事業所のみ)
- ・ スコア表(様式2-1、様式2-2)

### 3. スコアの算出に係る書類(就労継続支援A型事業所のみ)

(1) 労働時間

- ・ 前年度雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間及び延べ利用人数を求める根拠となる利用者の始業・終業時刻の記録

(2) 生産活動

1. 生産活動に関する書類のとおり。

<裏面に続く>

**3. スコアの算出に係る書類(就労継続支援A型事業所のみ)(続き)**

(3) 多様な働き方

次の①から⑧までの項目のうち、スコアを算出するに当たって選択した任意の5項目に係る各書類

① 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項

- ・ 免許、資格、検定等の取得等に係る支援の仕組みにかかる就業規則等及び当該制度の活用実績、免許、資格、検定等の取得状況が分かる書類

② 利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用 手続及び採用条件に関する事項

- ・ 障害者を登用する制度(職員登用の基準、登用試験等の登用方法、登用後の雇用条件等を含むもの)に関する就業規則等及び登用した障害者の労働契約書、勤務状況、当該障害者が利用者であったことが分かる書類

③ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項

- ・ 在宅勤務制度が規定された就業規則等及び在宅勤務制度の活用実績が分かる書類

④ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項

- ・ フレックス勤務制度が規定された就業規則等
- ・ フレックス勤務制度について締結された労使協定書及び当該制度の活用実績が分かる書類

⑤ それぞれの障害の特性に応じ 1 日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項

- ・ 短時間勤務制度を規定された就業規則等及び短時間勤務制度の活用実績が分かる書類

⑥ それぞれの障害の特性に応じ 1 日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度に関する事項

- ・ 時差出勤制度を規定した就業規則等及び時差出勤制度の活用実績が分かる書類

⑦ 時間を単位として与える有給休暇又は労使協定により有給休暇を与える時季に関する定めをした場合の当該有給休暇の取得に関する事項

- ・ 年次有給休暇の時間単位付与制度又は計画的付与制度を規定した就業規則等
- ・ 時間単位付与制度又は計画的付与制度について締結された労使協定書及び当該制度の活用実績が分かる書類

⑧ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項

- ・ 傷病休暇制度が規定された就業規則等及び当該制度の活用実績が分かる書類

<次ページに続く>

**3. スコアの算出に係る書類(就労継続支援A型事業所のみ)(続き)**

(4) 支援力向上のための取組

次の①から④までの項目のうち、スコアを算出するに当たって選択した任意の5項目に係る各書類

① 当該就労継続支援A型事業所等の職員に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画に基づいた、当該就労継続支援A型等の事業を行う就労継続支援A型事業者以外が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者が行う研修会への職員の参加状況

→外部研修会又は内部研修会の受講状況等が確認できる以下の書類等

- ・ 職員の人材育成に係る規程等、職員にかかる研修計画(当該前年度における研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を示したもの)
- ・ 職員が受講した外部研修会の修了証書、受講証明書等の職員が当該外部研修会を受講したことを証明する書類等の写し
- ・ 職員が受講した外部研修会のカリキュラム(時間数、内容が分かるもの)、受講概要及び受講者名簿等
- ・ 職員が受講した内部研修会のカリキュラム(時間数、内容が分かるもの)、議事次第、参加者名簿、資料等

② 職員が当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等において発表した回数

→研修(当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く。)、学会等又は学会誌等における発表について証明できる以下の書類等

- ・ 当該就労継続支援A型事業所等の職員が講演、実践報告を行った研修・セミナーの開催案内、実施概要、資料等
- ・ 当該就労継続支援A型事業所等の職員が研究報告を行った学会等での開催案内、実施概要、資料等
- ・ 学会誌等に掲載された当該就労継続支援A型事業所等の取組を踏まえた研究論文・実践報告等

③ 先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習への参加又は他の就労継続支援A型事業者からの視察若しくは実習の受け入れの有無

→ 先進的事業者の視察若しくは実習への参加又は他の就労継続支援A型事業者その他の事業者から視察若しくは実習の受け入れを行ったことを証明できる以下の書類

- ・ 視察・実習の実施案内、視察・実習の実施スケジュール・視察・実習の参加者名簿、資料等
- ・ 視察・実習の目的、視察先の選定理由、視察・実習の結果をまとめた概要資料

④ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会等に参加した回数

→商談会等に参加したことを証明するための以下の書類

- ・ 当該就労継続支援A型事業所等が展示会に出展したことがわかる当該展示会の実施概要等
- ・ 当該就労継続支援A型事業所等が地域の企業等との情報交換を実施したことが分かる実施スケジュール、参加者名簿、資料等
- ・ 当該就労継続支援A型事業所等が参加した自治体や地域の商工会・商工会議所等が実施する企業間の情報交換、商談会の実施スケジュール、参加者名簿、資料等

<裏面に続く>

**3. スコアの算出に係る書類（就労継続支援A型事業所のみ）（続き）**

⑤ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合

→取組を実施したことを証明するための以下の書類等

- ・ 人事評価の基準や手続き等が明文化された就業規則等
- ・ 当該人事評価制度を周知したことが分かる書類
- ・ 当該年度の前年度において当該人事評価制度に基づく昇給・昇格を実施したことが分かる書類

⑥ 介護給付費等単位数表第14の8の2【就労継続支援B型のピアサポート実施加算】の注の(2)に規定する者（(-)に係る者に限る。）を配置している場合

→ピアサポーターを配置していることを証明できる以下の書類

- ・ 当該ピアサポーターが障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修を修了した旨の証明書
- ・ 当該ピアサポーターの労働契約書、勤務実績等、当該就労継続支援A型事業所等に雇用されていることが分かる書類
- ・ 当該研修を修了した後、ピアサポーターである職員が利用者に対して就労又は生産活動の支援その他必要な支援を実施していることが分かる書類（職員体制図、勤務日程表等）

⑦ 当該就労継続支援A型等を行う就労継続支援A型事業者が第三者評価を受け、その結果を公表している場合

- ・ 福祉サービス第三者評価の評価結果及び公表していることがわかる書類

⑧ 当該就労継続支援A型事業等に係る取組が、都道府県知事が適当と認める国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合

- ・ 認証を受けていることを証明できる書類

(5) 地域連携活動 取組を実施したことを証明できる以下の書類

- ・ 地域の企業と協力した商品開発、企業や官公庁等での生産活動等を行っていることが証明できる契約書等
- ・ 当該取組の実施結果及び連携先である企業や地域住民の当該取組にかかる評価のコメント等をまとめた資料を掲載したホームページ情報

<当日準備していただく書類に関する留意点>

- ・ 書類については、原則として前年度から直近の実績までの書類の準備をお願いします。
- ・ 必ずしも1箇所にとめておく必要はありませんが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。
- ・ 電子媒体により書類の管理をしている場合は、データ上で確認をさせていただきますので、印刷する必要はありません。
- ・ 実地指導当日に追加で資料の提示を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 該当する書類がない場合でも、今回の実地指導のため新たに作成する必要はありません。